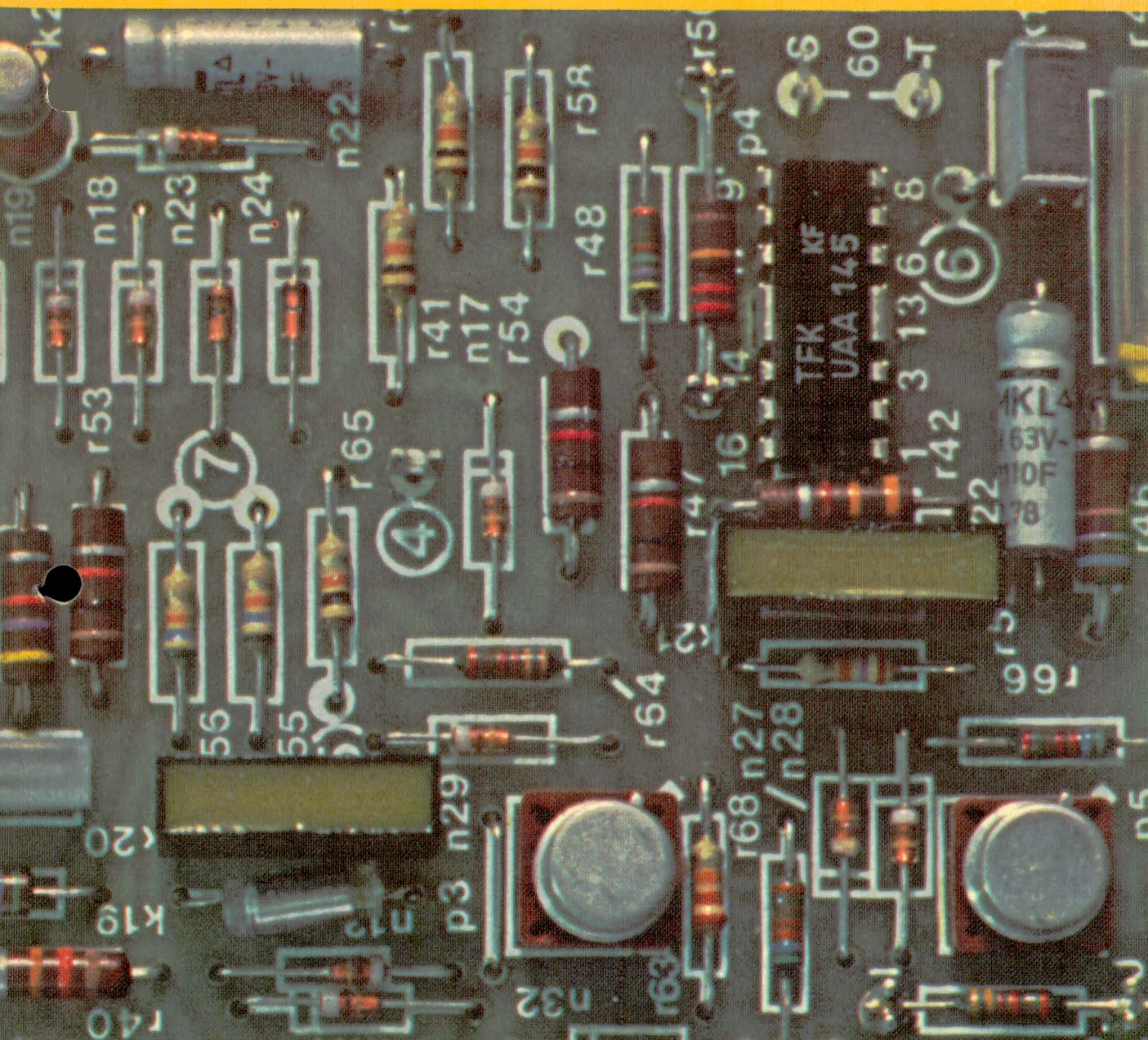


STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 41/1/80

1980:6月號

月報



シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1980年6月号)

輸入関税の引下げとその影響	1
セントサ島の再開発	4
SILO・PIEUの組織解体と再編成	9
A PRACTICAL LOOK AT INDUSTRIAL RELATIONS IN SINGAPORE	14
シンガポール主要経済指標	20
理事会の動き	25
広報欄	27
6月の主な経済記事	28
資料案内	29
編集後記	30

輸入関税の引き下げとその影響

JAPAN TRADE CENTRE

高橋 正行

先日、ブリジストン・シンガポール社の工場閉鎖・撤収の発表というショッキングなニュースに接し、驚かれた方も多いと思います。

もちろん、部外者の私には今回の決定に至る詳細な検討の経緯など知る由もありませんが、新聞等で伝えられるところによると 本年3月に行われた輸入関税の引き下げによつて、国内市場における輸入品との競争が激しくなり、競争力の面で不利な立場に追い込まれたことも重大な要因のひとつであったように思われます。

本年3月の関税引き下げの対象となつた品目は、自動車用タイヤをはじめ、バッテリー、冷蔵庫・エアコンデショナー、テレビ、繊維製品、家電等 B T N (ブラッセル関税品目分類表) 7 桁分類で 300 品目以上に達し、これにより、現在残されている有税品目は、B T N 4 桁で 65 品目、同 7 桁で 700 品目となつています。

政府は関税制度による国内産業の保護が自由貿易を推進するうえでの障害となるばかりでなく、長期的に見た場合に被保護産業の効率化を妨げ、体質を弱めてしまうとの認識にもとづいて、ASEAN 特惠品目を除いて、保護関税を撤廃する方針を明確にしています。したがつて、今回の引き下げはその方針のひとつの集合化された措置といえますが、政府のねらいとしては、一石二鳥ないし三鳥をねらつたものと考えられます。

そのひとつは、物価対策上の効果です。すなわち、輸入関税を引き下げることによつて輸入インフレを少しでも抑える効果があります。特に当国のような競争の激しい市場にあつて、関税引き下げがストレートに価格に反映される可能性が高いといえましょう。とりわけ、第二次オイルショックとも呼ばれる昨年末からの原油価格引き上げに伴う世界的なインフレ傾向に若干なりとも歯止めをかけ、物価の安定に政府が期待するのも当然といえましょう。

第2は、というよりは、これこそが主たるねらいなのでしようが、輸入品

との競争を通じて国内産業の体質改善なり競争力の強化を図るということです。政府は常々、自由競争こそが生産性を向上させ、経済発展の原動力になるとしており、一方、産業構造転換を図ることによつて、現在直面している。あるいは将来直面するであろう諸問題一たとえば労働力不足や他のＥＤＣ諸国製品との競合の激化など一に対処しようとしていることは皆様すでにご高承のとおりです。つまり、こうした観点からすると、今回の関税引き下げは産業界にひとつのショックを与え、業界の体質強化をねらつたものといえましょう。いうまでもなく、現在進められている産業構造転換は、諸々の政策を通じてはじめて達成されるもので、関税引き下げがストレートに体質改善に結びつくと考えるのは短絡的にすぎるといわなければなりません、少なくとも、これを促す要因のひとつとしては有効に作用します。

大きくいえば、以上の２点が関税引き下げのねらいといえましようが、この地にも自由貿易推進の旗を掲げる当国として、「言行一致」を身をもつて示しているという国際世論へのＰＲ効果もありましよう。

こうしたねらいに対して、実際の影響としては、どのように現れてきているのでしょうか。これは大変興味深いことで（といつたら、この影響を受けて苦斗されている方々から叱られるかも知れませんが）、いくつかの関係者のお話を伺ってみました。

最も大きな影響は、ブリヂストン社にみられるような工場の閉鎖という形で現われてきています。こうした例は、当地でテレビを組み立てていたＳ社（同社は地場消費用として生産していたとのことですが）等にもみられます。つまり、地場市場への供給という観点からみると、関税保護がなくなり、当地での生産のメリットがなくなつたために、本国からの輸入品で供給を代替させるという方向へ方針を転換しても何ら差し支えない（もちろん工場閉鎖に伴う労働者の処遇等々の問題は一時的に発生しますが）ということのようです。特に世界的に国際競争力の強い電子機器産業だけに、現地生産から輸入に切り換えても、十分に競争できるという余裕すら感じられます。最近の円安傾向もあり、日本国内での生産規模からくる生産コストの違いと相まつて、輸入品で十分供給は可能と思われまします。

第2の影響としては、関税引き下げ分だけ国内市場での販売価格が低落しているということが挙げられます。このため、国内市場向けの製品の利巾が圧縮されたり、国内市場での競争力が後退し、輸出に傾斜を深めてゆくという動きがみられます。あるメーカーでは、国内での販価下落により、利巾が大きく圧縮されたため、新たな輸出市場の開拓を通じて輸出比率を高めることに真剣に取り組むとともに、総合的なサービス体制を築くことによつて国内市場での付加価値増大を図っています。

第3には、輸入品の増加があげられます。これもいつてみれば、ごく当たり前のことですが、あるメーカーの販売会社では、円安による影響も手伝つて、前年同期の2〜3倍にも輸入が増加しているとのこと。もちろん、その原因がすべて関税引き下げに求められるものではないにしても、関税障壁が撤廃ないし低められた結果として、競争上輸入品に有利に作用したことは厳然たる事実として否定できないところでしょう。

このようにみてくると、当然のことながら、国内市場向けの供給比率の高いところほど、その影響は大きく、十分な国際競争力を持ちえず、主として国内市場に製品を供給しているローカル企業にそのシワ寄せが行つているとみられ、日系企業の多くは、概して輸出比率が高いため、影響の度合いが少なく、また日本国内で生産しているものも国際競争力が強いために、一部の例外的なケースを除いては、その影響を吸収するだけの懐深さ、対応の機敏さを有しているようです。この辺にも、日本企業が国際競争に打ち勝つてゆけるだけの強さを垣間みた感じがします。

いずれにしても、今回の関税引き下げを通じて、物価の安定に少なからぬ効果が見られました産業界の体質改善を図るという政府のねらいも、不採算業種の淘汰、労働集約型産業の海外進出促進機運の醸成、あるいは製品・品質の高度化指向といった形で功を奏しつつあるように思われます。

セントサ島の再開発

アポロホテル

石塚 康之

シンガポールの観光業の発展ぶりは、目を見張らせるものがあり、世界の観光業界から、注目を浴びている。それはシンガポールを訪れる外国人訪問旅行者のネズミ算式な増加ぶりからはつきり読みとれる。

シンガポール政府観光局（STPB）の統計によると

外国人訪問旅行者数

1975年	128万人
1976年	145万人
1977年	168万人
1978年	205万人
1979年	225万人

（陸路入国マレーシア人を除く）

1975年から79年の5年間に、なんと100万人の外国人訪問旅行者を増加させている。STPBが立てた予測では75年に100万人、80年には200万人突破が目標だったが実際には、これを2年短縮して73年と、78年に達成している。記憶されていると思うが、当時の新聞は「200万人突破を達成した。まことに記念すべき年（78年）である。悲願の宿敵香港を押えて、アジアで訪問外国人客NO. 1の王座についた」と報じていた。

シンガポールの観光業がここまで急成長した背景には、STPBの強力なバックアップ。アジアやヨーロッパ、中近東やオーストラリア、南太平洋へのGATEWAY的恵まれた立地条件。ホテルの整備と拡充、国際会議や見本市の誘致促進。そしてシンガポール航空の活やくぶりなどが大きな要因となっている。

次に将来の展望はどうであろうか。STPBの80年代の予測では1980年250万人、1981年280万人、1982年320万人、1983年370万人、1984年400万人、1985年450万人、と読んでいる。

新国際空港、超高速道路、ホテル新築、飛行機の大型機種導入等、着々と受入れ態勢を備えているが、仮に目標どおり、この数字が達成されたあかつきには、世界観光史上、稀に見る驚異である。

※ ※ ※

しかしながら、順調な伸展を遂げているシンガポールの観光業の成長ぶりは、果して恒久的なものであろうか。成長を阻害する要因は見当るだろうか。

クリーン、グリーン、グレースヤス、ショッピングだけの唱い文句では、誘致にもう一つ＜インパクト＞に欠けるきらいがある。「シンガポールに2日もおれば飽きがくる。小さい島だから見学するものがない」と観光資源の底の浅さを指摘する声を、よく耳にする。事実シンガポールでの外国人平均滞在日数は、3、4日（79年統計）。つまり短期滞在型である。これはシンガポールに、これといつて見るべき観光資源がないことを示している。しかし、観光立国を自負しているだけに、魅力ある観光開発を行い、平均滞在日数を5日以上に伸ばし、健全な観光リゾート地として将来の飛躍に備えるべきであろう。

※ ※ ※

シンガポール政府は、こうした要望に答えて、450万人誘致目標の旗印のもとに、観光開発に着手した。開発の目玉としてセントサ島の再開発である。

ご承知のようにセントサは、マレー語で「平和」を意味しますが、昔はブラカン・マティ島と呼ばれていた。ブラカンとは「背後」、マティは「死」を意味し、「死を背負った島」ともいわれた不吉な島であつた。東西4キロ、南北2キロ足らずの小さい島は戦後まで、英軍の戦略的防衛基地として重要であつた。

1972年、セントサ島開発を目的とした半官半民のセントサ開発公社（SDC）が設立された。以来、島は着々と観光開発が進み、現在の人気ある観光地、レジャー・アイランドとして生れ変つた。

セントサ島訪問者数

1975年 28万人

1976年	65万人
1977年	66万人
1978年	65万人
1979年	85万人

※ ※ ※

ところで、SDCのセントサ島再開発計画は、鋭意積極的で、本年3月には太平洋観光協会（PATA）の特別調査研究班のメンバーを招き、セントサ島の施設や設備の調査分析を要請し、診断結果の報告を求めた。

要請趣旨は、過去10年以内に実施されてきた観光開発の実績と、今後の再開発についての勧告であつた。特別調査研究班は、SDCの最初のマスタープランである

（1）観光客のシンガポール平均滞在日数を延長するため、セントサ島へ訪問客を引きつける。

（2）シンガポール国民のために、健康的レクリエーション活動の場を提供する。

という2重目的と、モータリゼーションから自然保護、という隔離政策のコンセプトが、正しかつたことを指摘した。

さらに島内のシロソ砦、サンゴ貝がら館、戦争資料記念館、海洋博物館、ローラースケート場、ゴルフ場、ヘロラグーン（潟）、そして弊社アポロセントサなどの主要観光施設について、娯楽、レクリエーション、文化面で、なお開発できる余地のある点を助言した。特にシンガポールとセントサ島を結ぶ海上ケーブルカーの持つ、観光的役割について高く評価を下した。

SDCでは、これらの勧告と助言を参考に、最近、再開発案を公表した。それによると、先ず海上TRANSPORTATIONの改善で、大型フェリーの導入と、現在のセントサ島パブリック・ジャティ（栈橋）の位置を、ワールド・トレード・センター（WTC）の対角線上に移し、セントサ島が<より近い>というイメージにすること。その新設ジャティ（栈橋）の隣接するところに音楽演奏付きの大噴水。文化的要望の高い念願の、野外コンサート・ステージを設置し、将来は定期的に著名なオーケストラやポップバンドを招き、夜のセントサ島訪問客のアトラクシとする。

従来のミニ鉄道計画を変更して、モノレールを走らせる。総予算 S\$1,050 万ドルのジャンボ予算だ。今年中にスイスのハベックガー社が工事を開始する。計画によると、運行区間 5、8 キロ。これを一周約 20 分で走る予定。起点はジャティ（栈橋）からアポロセントサ、スイミング・ラグーン、ケープルカー駅、シロソ砦を廻るコースで中間駅は、上記のスポットに配置される。線の樹木をトンネルにし、セントサ島を巡るモダンなモノレールは今から楽しみだ。

最大のイベントは、既設の 18 ホールのゴルフコースに、個性あふれるスリリングな 18 ホール（ビーチコースとヒルコース）が来年中には完成する。そこには早速、ゴルフのオリンピックである＜ワールド・カップ＞を誘致するプランが用意されているという。

次には、日本人観光客に最も興味を持たれている戦争資料記念館には、現在は日本軍の降伏勅印式の生々しい場面が、ワックス人形で表現されているが、今度は日本軍、山下大将がパーシバルに降伏を迫まる、あの有名な「YESかNO」の場面が再現される。時代の流れを痛切に感じるではないか。

セントサ島のイメージは、一言で言えば緑の樹木、青い空、白い砂浜といわれる。残念ながら、砂浜に限っては決して美しい、清いということは的を得ていない。SDC は本年、海岸線の浄化に全力を尽すという。すでに 5 月からヘロラグーンの砂の入れ替え、シロソビーチの改良に入つた。生まれ変わった海岸線が、まもなく姿を見せるということに期待したい。

現在セントサ島の宿泊施設は、アポロセントサの 162 室のみであるが、将来の島での宿泊需要は拡大されてくる。SDC は島の東端シロソビーチの附近一部を、ホテル誘致の敷地として確保し、受入れを開始した。

最後に、各方面の方からセントサ島開発の切り札は「カジノを作ることではないか。それが最も魅力ある誘致政策ではないか」というご意見を拝聴する。確かに外国人観光客にとつて、それは魅力ある観光スポットになるかもしれない。しかし、セントサ島開発のマスタープランのコンセプトは、＜シンガポール国民のための健康的レクリエーション活動の場＞というテーマであることを思い出してみたい。

以上S D Cのセントサ島再開発計画を述べてみたが、1985年450万人の外国人訪問者数、達成目標に向つて、準備万端怠りなしという印象を深くした。全ての計画が完成され、名実共にセントサ島が、＜一大レジャー、リゾートアランド＞として、シンガポールの観光名所となつたとき、観光立国シンガポールの新しい幕明けだと言つて過言ではない。

セントサ島の再開発は、今後のシンガポールの観光発展の興亡を担つている、誠に重要な意味を呈している。観光業に携わる一人として、興味をもつて今後注目してみたい。

SILO・PIEU の組織解体と再編成

在シンガポール日本国大使館
一等書記官 上原 信博

1. 経緯

シンガポールの唯一つの労働組合ナショナル・センターである全国職工総会（NTUC）は昨年11月、3年に一度の代表大会を開催した。その際NTUCの林子安（リム・チー・オン）書記長より「1980年代の行動計画」が提示されたが、その中で「組織及び運営管理」に関し、

- (1) 1980年代の労働運動の要求の変化に対応するためNTUC及びその傘下組合の組織構造、運営手続及び財政状態を再検討すること。
- (2) 労働組合の組織率を50～60%に引き上げることを目標とすること等を求めており、これらの勧告事項はさらに大会で採択された決議に盛り込まれた。

これを受けて、NTUC中央執行委員会は、1982年末までに加盟組合員数を現在の23万7千名から25万5千人に増やすこと及びシンガポール工業職工連合会（SILO）と新興工業工友連合会（PIEU）の2つの「混成組合（OMNIBUS UNION）」を解体、再編成することを決定した。

さらに本年3月中旬に開かれたSILO及びPIEUの合同支部役員大会において、デバン・ネアNTUC会長（兼両組合書記長）は、両組合の解体再編成は3段階に分けて行い、このためにNTUC内に「特別作業班」（TASK FORCE）を設けることを発表した。これによると、第1段階は両組合の支部組織を関連業種毎に分別する。第2段階としてはこれらの業種別グループは独自の労使関係書記（IRO）を任命し、また運営委員会を設けるとともに、指導者となりうる人材を発掘、訓練する。この作業過程は1年から1年半で完了し、第3段階としては、分類不能の企業別支部を集めた「雑類工業組合」にまとめる。また、これらの業務を遂行するために設けられる特別作業班は林子安（リム・チー・オン）NTUC書記長を班長、馮仲明（パン・ジョン・メン）SILO副議長及び郭遠柏（ローレンス・クウエク）PIEU副

書記長を副班長とし、その他若干名の成員をもつて構成される。

2 SILO及びSIEUの現状

S I L O及びP I E Uの加入状況は1980年3月末で、それぞれ284支部65,543名、232支部25,284名となっており、N T U C内部において組合員規模ではそれぞれ第1位、第2位、両者合せて約4割近くを占める大組合である。S I L Oは急速に増加しつつある工業部門労働者の要求に応え、この分野における左翼組合の台頭を防ぐため、1970年にシンガポール手工商業労働者組合(S M M W U)から分離、独立し、当初39支部、わずか4,600名で発足した。しかし、発足4年後には217支部、5万名を越える組合加入者を獲得するのに成功した。他方、P I E Uはシンガポール共和国独立前の1963年から存在しており、発足直後組合員百名前後であつたが、その後1971年まで6千名にふえた。しかし、1972年末には103支部約1万5千名、1975年末176支部2万5千名、1978年246支部3万2千名と1970年代に大幅に増加した。

両組合とも、組合員の増加とともに財政的にも豊かになり、年間の組合費等収入は100万ドル(P I E U)から200万ドル(S I L O)を越え、その資産は500万ドル～800万ドルに達している。

両組合の特徴は、多業種にまたがり、労働者を組織する「混成組合(OMNIBUS UNIONS)」であることである。S I L Oの業種別組織分野については、組合員の約46%は電器電子工業関係、輸送機器21%、繊維衣服7%等であり、P I E Uの組織分野は造船・船舶修理等26%、金属工業21%、繊維衣服15%、商業サービス13%、木材、木製品11%、電器電子7%等となつている。また、両組合とも組織対象は地元資本の企業、約3割にすぎず、残りは外資系ないし合併企業で、このうち、日系企業は7%程度(地元との合併企業を除く。)であり、会社数にして30社余りである。

上の組合員拡大の数字に見られるようにS I L O及びP I E Uの両組合は1970年代に急速に成長した。この成功の裏には、両組合の書記長として、辣腕を振つた彭由国(フエイ・ユー・コック)のすぐれた組織力を充れることができない。彼は、元はマレーシア・シンガポール航空の職員としてSATU

(シンガポール運輸労働者組合)の一組員であつたが、1966年には同組合の財政部長、1969年には同組合会長に昇進した。1970年には若冠35歳でNTUC会長に選出されるとともに、新設されたばかりのSILLOの書記長、さらに同年12月にはPIEUの書記長に任命された。また、1972年には人民行動党(PAP)候補として出馬し、ブーン・テック区の国会議員に選出された。しかし、昨年12月、組合資金の流用等に関連して刑法、職業組合法違反の容疑で当局より捜査を受けていることを理由として、SILLO、PIEU及びSATUの3有力組合の書記長ポストから辞任に追い込まれた。彼はSILLO及びPIEUの書記長として加盟組合員の拡大に成功したほか、両組合の共済事業の拡大にも力を注ぎ、19カ所のスーパーマーケット及びいくつかのレストランやカフェテリアを設立したり、組合員に対する福利給付制度を創設するなど目覚ましい事業の拡大を図つてきた。因みに、SILLO傘下の生活協同組合の1978年の売上げ総額32百万ドル、純利益57万ドル、またPIEUのそれらはそれぞれ11百万ドル、16万ドルとなつている。他方、フェイへの過度の権力集中が、このような組合事業の拡大や乱脈な経理と相まつて彼を解任する理由となつた資金の不正使用等を引き起す要因となつたとも言える。また、彼のような有力者が退いたことで、両組合の解体、再編成が実施し易くなつたとも言える。なお、SILLO及びPIEUの書記長のポストは、デバン・ネアNTUC会長が当面兼任することになつた。

3. 特別作業班と今後の再編成の方向

林NTUC書記長を長とする特別作業班は4月に入り、SILLO、PIEU両組合傘下の各支部を訪問のうえ、これら支部の組合再編成に対する考え方や反応を聴取し始めた。この際、林書記長は、両組合再編成の方向と傘下の生活協同組合の取扱いについての所見を表明した。これによると、両組合の合わせて500余の支部は10の業種(①電器、電子、②繊維、皮革、③金属、機械、④造船、船舶修理、石油装置工事、⑤木材、木製品、紙製品、⑥化学、ガス・プラスチック・ゴム、製薬、⑦建築・セメント、⑧運輸、⑨飲食料品製造、⑩雑類業種)に分別することとし、特別作業班内はこの作業を

15～18カ月内に完了する。また、いくつかの小委員会を設け、両組合の所有する資産の保管とこれら新設される業種別組合への分配方法、両組合傘下の生活協同組合の資産、持ち分の処分方法及び生協の財務及び経営のあり方について研究する。この間、これら生協の活動はこれまで通り運営される。

また、6月1日より両組合の労使関係書記（IRO）をNTUC直属とし、いずれ再編成後10の業種別分組合に配属するとともに、特別作業班が今後集中的にIROをNTUCの直属として採用、訓練する。再編成の目的は組合の指導権を分散することにあるので、既存の両組合所属員の中から素質の高い有能な者で組合運動に献身的なものを選定し、彼らの待遇の改善を図り、専従の組合指導者に育成する。この一環として本年8月26日より10日間にわたり、10の業種別組合の組合幹部約1170名を対象としてセミナーを開催し、これら組合幹部の能力及び服務態度の向上と評価を行う。

以上が特別作業班の方針ないし動きであるが、NTUCの資料によると、SILU及びPIEUの解体、再編成を行う背景及び今後の方向は次のとおりである。混成組合（OMNIBUS UNION）は、①シンガポールにおいては、1950年代から60年代にかけて「工場労働者組合」や「一般職員組合」に見られたように共産主義者分子に乗っ取られ、また1960年代初期においても「手工・商業組合（MMWU）」が政府の司法査問委員会の調査対象となるなど好ましくない経験がある、②多数の労働者に対し少数の組合幹部に権力が集中する、③各労使関係書記（IRO）が15から20の異なる業種に属する支部を担当し、各業種に特有な問題に精通できないなど、非効率な面が多いことが指摘される。

したがって、今後の方向としては、①SILU及びPIEUの支部は当初、独自のIROと運営委員会を有する業種別部門（DIVISION）に分別する、②各部門は一般組合員層レベルの指導者を見い出し、訓練し、また各部門に適格なIROを配属させることにより、独立の組合として分離し、国際職業事務局（ITS）に加盟させる、③組合資金の誤用や不正管理及び民主的手続の無視を防ぐため、新設組合の規約に厳格な制度上の安全措置を設ける、④産業別組合の支部の自決権を高めることにより、支部又は工場レベルでの

社会、レクレーション施策を実施するのに十分な資金を支部が持てるようにし、また、組合運営の食堂からあがる利益は組合資金に還元する、⑤S I L O及びP I E Uの現在の本部建物（本年中に完成予定）は、N T U Cの管理サービス部の監督の下に、新組合の共同使用施設とする、⑥S I L O及びP I E Uの資産は支部所属組合員数、加盟期間及び上納金の額などの要素を考慮のうえ、会計士が作成する方式に基づき配分する、⑦S I L O及P I E Uの運営する多目的生活協同組合の持分は引き続き新組合の総有とすることとしている。

このような方針の下に、再編成完了までの間、S I L O及びP I E Uの事務局部門（財政局、管理局、組織局、業務局）はN T U Cの管理サービス部の指導助言の下に運営される一方、S I L Oの支部は電器・電子部門、金属機械工業部門、化学・ガス・製薬・プラスチック・ゴム部門、建設・セメント製造部門、運輸部門、飲食料品部門、雑工業部門の7部門に、またP I E Uの支部は繊維、皮革部門、造船、船舶修理、石油掘さく装置部門、木材、木工、紙製品部門、雑工業部門の4部門に分類され、これらの各部門をそれぞれ両組合の労使関係局が統轄し、労使関係局は特別作業班の下に設けられた労使問題調整委員会の指導助言を受けて運営されることになった。

A PRACTICAL LOOK AT INDUSTRIAL RELATIONS IN SINGAPORE

Mr. Jimmy Goh
Managing Director

Introduction

This article will cover two aspects of industrial relations. First, a definition of the subject matter will be given with an elucidation of the institutions that have developed over the years to govern the area. Second, an examination of the laws governing the industrial relations will lead to an analysis of the legal framework within which industrial matters are settled.

Let me state here at the outset that, of the one million economically active persons in Singapore, about 25 per cent are unionised employees represented today by the National Trade Union Congress (NTUC) through its affiliated unions. The rest of the economically active do not strictly come under the industrial relations laws. However, laws relating to the control of non-unionised workers do apply to these workers and the impact of the unionised Sector on such key areas as safety at work, working conditions and wages is significant, perhaps to a greater extent in Singapore than in many other developing countries.

Industrial relations has been defined as the complex of inter-relations amongst. (i) Managers, (ii) Workers and (iii) Agencies of Government. Law recognises the subject matter of industrial relations as "industrial matters" i. e.

"Matter pertaining to the relationship of employer and employee which are connected with (i) the employment or non-employment or (ii) the terms of employment or (iii) the conditions of work of any person." (IR ACT 2)

THE INSTITUTION

(i) Trade Unions

Trade Unions form the prime institution and the driving force of industrial relations. As in other developing countries, the history of modern trade unionism is rather recent, dating some 4 decades. The origin of trade unionism can be traced to the self-help association of immigrants from China and India. However, modern trade union growth was given an impetus just before the World War II.

The development of this institution can be analysed from 2 distinct period, prior to 1959 and after 1959 . Prior to 1959 Unions have been used as a political ballast for anti-colonial and pro-communist activities : the full development of trade union movement was hindered by these political goals. Nevertheless the period saw establishment of unions, beginnings of negotiations, organised settlement of disputes, and of course the rampant strikes and lockouts characteristic of this period.

The coming into power of the Peoples Action Party, and consequently also the trade union elites in 1959 set the stage for the development of trade unions on its own strength. Purged of the communist influence, the unions now began a period of modernisation. Union activities were now concerned with non-political and traditional unions. The membership has increased to some 250.000 compared with 112,000 in 1970. The 90-odd individual unions are now being expanded on industry basis. Smaller unions have tended to group together on trade or industry basis.

The priorities of trade union movement are to increase the professionalism of its leaders, grooming of a younger generation of leaders, increasing vertical integration of its services to members (i. e. no longer is the union member the target of union's service, the family members, the trade, etc. becomes targets of union's services), division and specialisation of unions in terms of trade and industry. In the 1980s the management of the Private Sector employers will face greater degree of uncertainty while there will be a need to match the professionalism of the trade unions with a planned upgrading of the management's knowledge to deal with these uncertainties.

(ii) Trade Union of Employers

The law recognises a "Trade union of employers" in Singapore. Smaller and traditional organisation had tended to form themselves into trade unions for some time now: in 1962 there were 56 such trade unions and today there are 51 of them. However two large such trade unions play key roles as spokesperson and collective bodies of a number of large organisations. The Singapore Employers' Federation is one such organisation.

These trade unions of employers act as facilitators on behalf of their members. In all respect their relations in representative of an employer.

(iii) Industrial Arbitration Court (IAC)

Set up in 1968, the IAC'S objectives are to (i) certify collective agreements. (ii) conciliation and arbitration in disputes and (iii) a watch-dog or stabilising influence on wage level commensurate with the level of the economy. As administrator of the Industrial Relations Act, the IAC is a powerful body in providing and orderly industrial relations atmosphere.

The IAC consists of 30 members from Union, Employers, Government Representative and 1 Chairman, who, with powers equal to a Supreme Court judge, is also the President of the Court. Non-unionised workers are not represented and the small employers are also not represented. However, the IAC provides a framework for conciliation and arbitration to occur without the disruption of strikes and lockout, if these can be prevented. Management should understand the alternatives available within the legal framework and take advantage of the IAC to resolve differences in collective negotiation situations.

(iv) National wages council

The changed economic situation of the 70s called for new solution to the old problem of wage stabilisation. The high economic growth of the late 60s and the inflationary pressures of the early 70s threatened to destabilise wage policies. Better distribution of the economic benefits and a blunting of the impact of inflation on wage are seen as necessary goals of wage policies.

This led to the establishment in 1972 of the National wages council comprising of a chairman and 3 each from Unions, Employers and Government. Although forming national-level wage policies, non-unionised workers and smaller employers are not represented. In May / June of each year, the NWC announces a guideline for wage increases for the next period 1st June to 30th May of next year on the basis of the performance of the economy and the prevailing economic conditions.

Management faces demands for wage increases often commensurate with these guidelines. Past recommendations have been influenced by the real GNP growth and CPI : performance of worker is increasingly being taken into the guideline. Recently a Minister recommended that these productive workers should be paid a higher percent.

(v) Government Agencies

A group of Government agencies deal with industrial relation and employee relations matters. The more important one is the Ministry of Labour where 3 key divisions deal with important aspects of labour relations. The Industrial Safety, the Industrial Relations and the Labour Inspectorate are key areas which quietly and without publicity do a lot of work to make work place safe, get employers & employees to come to agreement without the resort to strikes and lockouts and settle individual workers or employers resolve disputes with their employers or workers.

As you may quickly note the work of these division affect a large segment of the workforce. For example the Labour Inspectorate is the reference body for some 75% of all workforce in the event of dispute between employer and workers.

THE LAWS

The laws governing labour relations in Singapore are:—

The Employment Act
The Industrial Relation Act
The Central Provident Fund Act
The National Servicemen (Employment) Act (Now suspended)
Regulation of Employment Act
Trade Disputes Act
Trade Union Act
Workmen's Compensation Act
The Industrial Training Board Act
The Criminal Law (Temporary Provisions) Act

While the Employment Act provides the minimum standard of work in Singapore, thus providing the basis for labour relations, the other laws are aimed at providing a legal framework for specific issues of the remaining acts. Trade Union Act, providing for the regulation and control of unions, and the Industrial Relations Act, providing for the orderly conduct of employer-employee relations, require detailed understanding for management.

Here, I wish only to outline two aspects, namely how an union is recognised in law and how the industrial matters are resolved by the IAC.

(i) Recognition of Unions

Singapore's law recognises the free and unhindered formation of a trade union of workers to represent themselves collectively to the employer. The management's duty here is to ensure that attempts to form union is free and unhindered. To regulate this important activity of workers, detailed regulations are formulated in

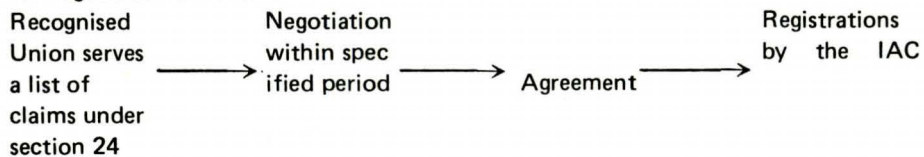
The Industrial Relations (Recognition of Trade Union of Employees) Regulations.

A trade Union, i. e. a temporary or permanent organisation for workmen or employers with specified aims not contravening a set of specified objectives in law, can be formed by application by 7 intending members to the employer and the Ministry of labour. If the management wishes to dispute, such notification should be made to the Ministry of Labour which will conduct a secret ballot to determine the issue.

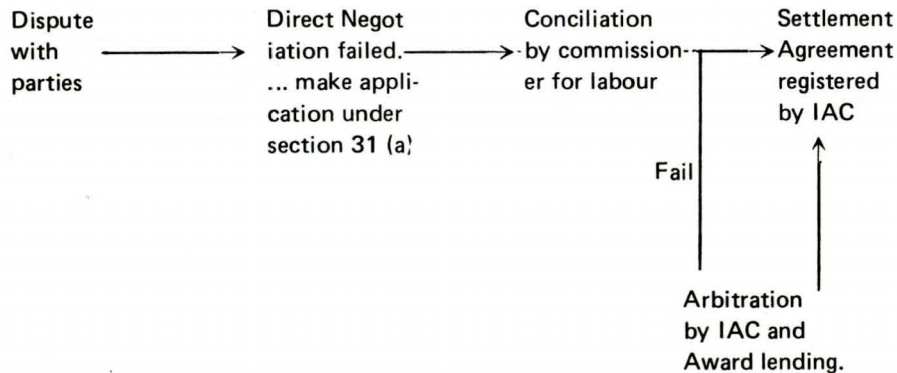
If the secret ballot results in an union being formed, then the Union should be registered under the Trade Union Act. If the result of secret ballot is not conclusive, there can be no attempt to form an union for 6 months. Usually the NTUC advises the members on the formation of Unions. Management can seek expert advice form consultants in this area.

A trade union registered under the law will have priviledge of collective bargaining.

Once the priviledge of collective bargaining is given, the parties (the workers and management) will be required under law to negotiate collective agreement, have these agreement registered and,where a dispute existes, to abide or take advantage of the provisions of law in the Industrial relations Act. The legal strunture is given for negotiation as follows:—



If the parties have disputes on all or part of the list of claims then such disputes must be settled as follows:—



The IAC and other institutions involved here will be guided by the principle of free bargaining. If the parties do not wish to refer to the IAC, then the recourse is for management to declare a lockout or/and the union to take a secret "strike-vote". If the industrial dispute is significant or threatens the law and order situation, the matter will be compulsorily referred to the IAC for settlement and agreement.

The IAC is the final arbitrar and their decisions on industrial matter are final.

Let me now provide a set of indicators of the development of the labour relations in Singapore over the last 3 decades or So.

	<u>1947</u>	<u>1968</u>	<u>1978</u>
Labour Force	124,000	626,000	913,000
Union members	96,060	125,518	246,000
percent unionised	77%	20%	27%
Employee Unions	126	103	91
Industrial Work Stoppages	46	4	0
Man-days lost	513,660	11,947	0
Conciliation Cases	(Not applicable)	647	(Not available)

The table above indicates certain trends that have been quite obvious in the past. Labour force tended to grow very fast but the rampant politicised union activities have been replaced by what one writer calls "Business Unionism" which is not ashamed of its pro-Government stance as this leads to better and more benefits for its members. On the other hand, with the realisation that better working standards can be achieved through orderly change, both the Unions and the Government do not let disruptive activities of strikes and lockouts to lead to solution for industrial disputes.

シンガポール主要経済指標

－1980年第1四半期のシンガポール経済動向－

1980年第1四半期のシンガポール経済は引き続き活発に推移した。工業生産伸び率は前年同期比14%増と昨年第4四半期の11%に比べ、かなり改善した。この中では、とくに電子産業の生産が34%増、また輸送機械、オイル・リグの建造も41%増と活況を呈した。

対外貿易も順調に伸びている。輸出は昨年同期比55%増、非石油製品の増加が貢献した。一方、輸入も48%増、資本財の輸入増加が著しく、石油は輸入量では5%減少したが価額では79%と著増した。輸入額の増加が輸出額より大きい為、第1四半期の貿易収支赤字は18億5200万Sドルとなった。

貿易赤字の増加とサービス財の移転など貿易外収支の減少を反映して、経常収支赤字は増大したが、資本流入が大きかったため、国際収支は改善した。

先進工業諸国では、今年下半期以降、経済成長のスローダウンを予測しているが、シンガポール経済は対外需要の減退があつても引き続き満足のゆく成長を遂げるものと予想されている。

1. 生産

第1四半期の工業生産指数は前年同期比13.8%増、昨年第4四半期の11%を上回った。なかでも輸送機械、オイル・リグは41%増と相変わらず高い伸びを示している。

石油精製は前年同期比0.5%増とやや増加した。今年第1四半期のシンガポールの石油製品消費はバンカー油も含めて、日量17万バレル、シンガポールで5社の石油精製会社による同期間の石油精製量は輸出分も含めて1日当たり75万バレル以上、合計900万トン以上であつた。

電子関連機械は順調に伸びて、前年同期比35.3%増、電子計算機、工業機械の生産は8%増となつた。

輸送機械機装は前年同期比 40.4 % 増、ほぼ昨年 の第 4 四半期と同じ上昇率であつた。増加の主な原因は、オイル・リグと修艦によるものであつた。

2. 貿易

今年第 1 四半期の輸入は前期に引き続いて順調に伸びて、前年同期比 48 % 増、一方、輸出も 55.5 % 増となつた。3 月のシンガポール貿易は、輸出入合計で 76 億 4460 万 S ドル、うち輸入が 41 億 8650 万 S ドル、輸出が 34 億 5810 万 S ドル。2 月に一旦減少した赤字は 3 月になつて再び増加した。

第 1 四半期の輸出入合計は 217 億 2050 万 S ドルと前年同期の 143 億 9080 万 S ドルを 50.9 % も上回つた。貿易赤字は昨年の 15 億 3400 万 S ドルから 18 億 1310 万 S ドルへと拡大した。

対日貿易は第 1 四半期の対日輸入が順調に伸びて前年同期比 31.8 % 増、輸出は昨年の第 4 四半期に比べるとやや不振で 48 % 増にとどまつた。第 1 四半期の対日輸出入額はそれぞれ 8 億 4700 万 S ドル、19 億 3710 万 S ドルとなつた。

3. 金融

今季第 1 四半期のマネーサプライ(M1)は昨年全四半期に比べ、10.8 % 増にとどまつた。マネーサプライ(M1)は 2 月最終的に 1 億 9900 万 S ドルの増加であつたが、3 月には 1 億 4200 万 S ドルの減少となつた。3 月の(M1)が前年同月水準と比較してこのように低い値を示した原因としては、昨年政府がこの時期に大きな資金支出を行なつたこと。また同年 3 月の供給高が異常に大きかつたこともその一因であつた。

銀行貸出は前年同期比 33.6 % 増。第 1 四半期の銀行貸出は 13 億 7300 万 S ドルで、その貸出の 55 %、7 億 5300 万 S ドルが一般商業部門に貸出、製造業部門に対しては 1 億 6000 万 S ドルにとどまつた。

非銀行顧客預金は伸長を続け、前年同期比 25.8 % 増。3 月の上昇率は相対的に高い水準を保つたが絶対額では 2 月の 5 億 3000 万 S ドルという目立つた伸びに比べれば、7700 万 S ドルと少なかつた。

4. 観光

シンガポールの主要産業である観光部門は今年第1四半期に訪問者数の著しい増加により昨年同期比16.5%増と近年にない大きな伸び率を示した。3月の来星外国人観光客は20万5000人を数え、これで今年に入ってから3ヶ月間の観光客は合計59万人となつた、そのうち日本人観光客は2万7366人で、13.4%を占めている。

5. 物価

今年第1四半期の卸売物価指数は前年同期比28.7%と高騰した。物価上昇の主な原因は石油製品と原材料の値上りにある。因みにこの2品目を除くと、卸売物価指数の前年同期比上昇率は11%である。

また、消費者物価指数は年間9.1%の上昇率を記録した。今年1月から3月までのインフレ率はそれぞれ7.4%、9.3%、10.9%と漸増傾向を続けている。3月の主な物価上昇要因は光熱費、住宅費及び運輸通信費などによるものであつた。

シンガポール日本商工会議所

事務局：M.Y. Wong

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1978	29,601.3	22,985.5	5,668.2	2,226.0
	1979	38,334.4	30,940.1	6,530.5	2,967.7
	1979 I	7,966.2	6,399.6	1,469.6	572.5
	1979 II	9,101.8	7,220.8	1,555.6	616.7
	1979 III	10,517.2	8,318.6	1,685.8	873.5
	1979 IV	10,753.0	8,996.3	1,819.7	904.9
	1980 I	11,792.3	9,940.3	1,937.1	847.0
前年比	1978	16.0	14.4	26.7	3.6
	1979	29.5	36.4	15.2	33.3
前期比	1979 I	-1.6	2.1	0.3	3.7
	1979 II	14.3	12.8	5.9	7.7
	1979 III	15.6	15.2	8.4	41.6
	1979 IV	2.2	8.2	7.9	3.6
	1980 I	9.7	10.5	6.5	-6.4
前年 同期比	1979 I	17.9	23.2	4.4	15.1
	1979 II	27.7	29.6	14.0	16.3
	1979 III	37.5	39.8	15.6	35.2
	1979 IV	32.9	43.5	24.2	63.9
	1980 I	48.0	55.3	31.8	48.0
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公的外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1978	1,506.0	111.6	101.7	11,473.8
	1979	1,997.0	127.7	104.5	12,562.4
	1979 I	454.0	116.1	101.6	11,708.3
	1979 II	471.0	124.7	102.5	11,926.4
	1979 III	530.0	132.9	105.9	12,093.3
	1979 IV	542.0	132.0	108.2	12,433.4
	1980 I	529.0	149.4	110.8	
前年比	1978	21.6	1.6	-	9.2
	1979	9.1	14.4	-	27.2
前期比	1979 I	-7.4	2.7	0.1	3.6
	1979 II	3.7	7.4	0.9	1.9
	1979 III	12.5	6.6	3.3	1.4
	1979 IV	2.3	3.1	2.2	2.8
	1980 I	-2.4	9.1	2.4	
前年 同期比	1979 I	3.0	5.8	0.3	26.2
	1979 II	3.5	12.1	1.9	17.5
	1979 III	3.5	18.1	3.5	14.8
	1979 IV	10.6	21.2	5.2	10.0
	1980 I	16.5	28.7	9.1	

		財 政 収 支	マ ネ ー サ ブ ラ イ (M1)	銀 行 貸 出 金	非 銀 行 顧 客 預 金	最 優 遇 貸 出 金 利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1987	252.6	4,926.0	12,226.4	10,045.7	7.65
	1979	191.7	5,706.1	16,007.0	12,178.4	9.48
	1979 I	-245.0	5,036.6	12,660.7	10,322.6	8.08
	1979 II	173.9	5,078.0	13,175.4	10,399.1	8.12
	1979 III	304.7	5,168.8	14,149.6	10,746.9	8.92
	1979 IV	-131.3	5,486.2	15,468.6	11,681.8	9.48
	1980 I	- 77.4	5,578.8	16,912.5	12,981.0	11.28
前 年 比	1978	-	11.7	20.1	11.9	-
	1979	-	15.8	30.9	21.2	-
同 期 比	1979 I	-	5.5	5.4	2.8	-
	1979 II	-	0.8	4.1	0.7	-
	1979 III	-	1.8	7.4	3.3	-
	1979 IV	-	6.1	9.3	8.7	-
	1980 I	-	1.7	9.3	11.1	-
前 年 同 期 比	1979 I	-	12.7	20.8	10.3	-
	1979 II	-	12.4	20.9	9.3	-
	1979 III	-	12.3	21.3	10.4	-
	1979 IV	-	15.0	28.7	16.3	-
	1980 I	-	10.8	33.6	25.8	-
		工 業 生 産 指 数	石 油 精 製 石 油 製 品	電 子 関 連 機 械	輸 送 機 械 車 装	
		1974 = 100				
	1978	135.4	105.4	204.4	122.4	
	1979	154.7	108.1	265.1	149.7	
	1979 I	141.6	106.4	217.5	119.3	
	1979 II	154.6	106.7	249.7	157.3	
	1979 III	156.9	105.9	294.5	149.8	
	1979 IV	165.6	113.5	298.8	172.5	
	1980 I	161.2	106.9	294.3	167.5	
前 年 比	1978	16.2	8.1	17.2	15.4	
	1979	16.5	2.6	29.7	22.3	
前 期 比	1979 I	-5.1	-7.5	-7.3	-2.5	
	1979 II	9.2	0.7	14.8	31.6	
	1979 III	1.5	-0.7	17.9	-4.8	
	1979 IV	5.5	7.2	1.5	15.2	
	1980 I	-2.7	-5.8	-1.5	-2.9	
前 年 同 期 比	1979 I	16.4	14.7	31.5	3.8	
	1979 II	16.8	4.1	21.3	27.5	
	1979 III	11.5	-9.0	40.2	16.8	
	1979 IV	11.0	-1.8	27.3	40.9	
	1980 I	13.8	0.5	35.3	40.4	

理事会の動き

第131回1980年6月5日(木) 午後12時30分

桜井顧問の帰国あいさつ、平井氏(三井銀行)及び大山氏(日商岩井)の理事就任あいさつがあつた。なお、桜井顧問については、帰国後も引続き名誉会員にとどまることが全会一致で承認された。

議 題 1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 報 告 事 項

(1) 委員会開催報告

次の通り、委員会開催報告があつた。

○広報委員会(5月16日開催)……上田理事より

(2) 来星ミッション

次の通り、来星ミッションの報告があつた。

○東南アジア諸国工業所有権制度調査団(6月2日開催)

……事務局より

○大阪府経営合理化協会ミッション(6月4日開催)……

事務局より

(3) 理事選挙結果

倉重選挙管理委員長より、1980年度理事立候補者は、定数23名と同数のため全員当選となり、6月27日の総会での承認をえて、新理事会発足の運びとなる旨の報告があつた。

3. 審 議 事 項

(1) 総 会 次 第

事務局より、総会次第案の提出があり、承認された。

(2) 79年度事業報告案

一部訂正して承認された。

(3) 79年度決算案・80年度予算案

平井財務担当理事より、提出された79年度決算案・80年度予算案について、出席理事が承認した。

また、AUDITOR については、引続き TEO ENG TIEN & CO. に依頼し、AUDITOR FEE を S\$700 (現在 S\$600) とする旨提案があり、出席理事が承認した。

(4) ゴー・チョク・トン商工大臣との懇談会

島崎会頭より、ゴー・チョク・トン商工大臣との懇談会を7月4日(金)、12時30分～午後2時に開催予定である旨報告があつた後、当日の懇談会における質問事項について検討した結果、次の4点を中心に取り上げることになった。

- ① 80年代におけるシンガポール経済の見通し
- ② 新経済政策の成果と問題点
- ③ シンガポール製品の国際競争力—生産性向上と賃金政策—
- ④ 1980年 NWC 勧告のねらい

(5) 青年の船同窓会機関誌広告掲載依頼

事務局より、大使館を通じてあつせんのあつた上記広告掲載の依頼があつた旨報告した。このあと、出席理事が審議した結果、大使館を通じて協力できない旨回答することになった。

会 計 報 告

吉永委員より、5月分の会計報告があり、承認された。

入・退会報告

事務局より、入・退会報告があつた。

入会については、下回4件の申込みがあり、承認された。

- | | |
|--|-------|
| ** MATSUSHITA DENSHI (S) PTE. LTD. | " B " |
| ** UBE INDUSTRIES LTD. | " B " |
| ** CROWN LINE (PTE) LTD. | " C " |
| ** SINGAPORE THREE STAR CO., (PTE) LTD. | " C " |

退会は、下記1件が承認された。

- ** MITSUI HARBOUR & URBAN CONSTRUCTION CO., LTD.

廣 報 欄

** CHANGE OF ADDRESS

- * SHIRAKI INTERNATIONAL CONSULTANT PTE. LTD.
1808, 18th Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 0207.
- * YAMAHA MANUFACTURING SINGAPORE PTE. LTD.
Teban Garden P. O. Box 601,
Singapore, 9160.
- * The Sumitomo Marine & Fire Insurance Co., Ltd.
Rm 1201, 12th Floor,
UMBC Building,
22, Malacca Street,
Singapore, 0104.

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * MITSUBISHI SINGAPORE HEAVY INDUSTRIES (PTE) LTD.
Mr. T. Baba
- * Mitsukoshi Limited.
Mr. M. Tanaka
- * Singapore—Japan Merchant Bank, Ltd.
Mr. S. Mori
- * NSK Singapore (Pte) Ltd.
Mr. T. Funazaki
- * Shibusawa N. T. Y. Transportation Co., (Pte) Ltd.
Mr. M. Uchiyama

** CHANGE OF TELEPHONE NO.

- * Hitachi Metals (S) Pte. Ltd.
Tel: 2617711 (7 Lines)
- * Nippon Express (S) Pte. Ltd.
Tel: 2781811 (8 Lines)
- * Yaohan Singapore Pte. Ltd.
Tel: 3374061
- * The Sumitomo Marine & Fire Insurance Co., Ltd.
Tel: 913422
- * Yamaha Manufacturing Singapore Pte. Ltd.
Tel: 2682388/7/6

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

- * Nissho—Iwai Co., Ltd.
Nissho—Iwai Corporation.

6 月の主な経済記事

- 2 日 〇 1981年1月1日から、10年をこす車輛への付加登録料の優遇措置が取り消される。同措置は75年12月に実施された。それによると新車と買い換えた場合、もし以前使用した車が10年未満のときは上述の優遇を受けられるというものである。
- 6 日 〇 アジア・ダラー市場の急速な発展に伴ない、シンガポールに支店を開設する外国銀行が増えている。しかし営業許可証を申請する銀行が多いこと、当局が許可証発行に慎重な態度をとっている。ことなどの理由で営業許可証の発行数をおさえている。
- 10 日 〇 シンガポール政府はサンバワンとチャンギに新たに2つの工業区を設ける計画である。2つの増設で2千ヘクタール増えることになる。サンバワンの方は海事及び一般工業、チャンギの方は航空産業の用途に使用する。
- 23 日 〇 シンガポールの金融会社は現在34社であるが、その他の機構と関係のない、いわゆる独立した金融会社はそのうちの3分の1を占めている。上述の34社の総資産額は計25億3850万Sドルとなつている。
- 24 日 〇 シンガポール、オイ・リグ建造の見通しは明るい。今年中に12～14のリグが発注元に引き渡される予定で、現在の好況は1982年まで持続されるであろう。

資料案内

トップマネジメントのためのオリエンテーション	(会 員)	S\$25
シンガポール共和国関税法再版		S\$20
シンガポール概況1975年度		S\$20
シンガポール共和国特許(実施権)法		S\$ 8
シンガポール共和国製造業管理法(仮訳)		S\$ 8
シンガポール共和国環境公衆衛生法		S\$20
資金援助制度の手引		S\$ 8
中央厚生年金法(仮訳)		S\$15
シンガポール共和国財産税法、財産税(付加税)法		S\$15
シンガポール共和国個人所得税解釈		S\$10
業種別会員名簿		S\$20
大気汚染防止法		S\$ 8
経済拡大奨励法		S\$10
月報(各月号)		S\$ 8
法律第1号(共和国改正会社法—1970年法律第62号)		S\$ 5
法律第2号(共和国所得税法—法律第141号の一部改正)		S\$ 5
法律第3号(共和国労働雇用法—1970年法律号122号を改正する法律)		S\$ 5
法律第4号(共和国改正会社法—1974年改訂法律第185号)		S\$ 5
法律第6号(共和国為替管理法改正)		S\$ 5
法律第7号(共和国会社法改正)		S\$ 5
法律第9号(共和国関税法改正)		S\$ 5
法律第11号(共和国大気汚染法、公衆衛生法、公衆衛生規則の改正法)		S\$ 5
法律第13号(共和国所得税法を改正する法律、中央厚生年金法、告示)		S\$ 5
法律第15号(経済拡大奨励法改正法)		S\$ 5
シンガポール為替管理法(仮訳)		S\$15
邦人進出企業並びに外資主要企業概況一覧表(改訂)		S\$20
シンガポール共和国移住法		S\$15
シンガポール共和国要覧1977		S\$20
シンガポール共和国技術士法		S\$ 5
シンガポール共和国商標法		S\$10
シンガポール共和国憲法		S\$15
シンガポール共和国1979年		S\$20
シンガポール共和国銀行業法		S\$15
関税法(第133編)1979年関税令		S\$15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法		S\$25
1966年地方政府建築規則		S\$15
シンガポール共和国会社法		S\$60
	但し、非会員	S\$70
シンガポール経済事情(1979年8月)		S\$10
価格規制法		S\$ 5
シンガポール共和国現行租税制度		S\$10

編集後記

日本からの便りは、どれもこれも " 涼しい夏です " で始まる冷夏の異常気候の挨拶。

ここシンガポールでも、例年に無く雨が多いような気がします。

空港では、ミニスカートの日本女性もチラホラ。週刊誌の「ミニ復活」の記事の一面を、チョツピリのぞいたような気がします。

6月号の発行が大巾に遅れました。編集委員の方々は、なんとか遅れを取りもどすべく、努力されている最中、申し訳ない気がいたします。

当商工会議所前事務局長徳山健二氏が去る7月1日、3年の任期を終え帰国されました。当号は、同氏が最後に担当された号です。

今号は日本大使館上原氏に「労働組合再編成」について、レポート願い、今後の組合の展望を。また JAPAN TRADE CENTRE 高橋氏に「関税引き下げと、その影響について」、アポロホテル石塚氏には、「セントサ島の再開発計画」を、LINCOLN MANAGEMENT AND CONSULTANT SERVICE のMR. JIMMY GOH に、「シンガポール労使関係について」等、御執筆願いました。

各氏、御多忙な時にも拘らず、ご執筆いただいたにもかかわらず、発行が遅れました事をお詫び申し上げます。

新事務局長川崎克洋氏を迎え、さらに充実した月報が発行出来るよう、編集委員、一同努力する意気込みであります。

会員各社からの御寄稿をお待ち致しております。

今月の担当は新加坡日本商工会議所徳山、電通戸田でした。

(電通：戸田記)

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831.

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665